

平成 25 年 7 月 16 日の新聞報道について

日本ボウリング場厚生年金基金

平成 25 年 7 月 16 日の報道によると、32 の年金基金が、業務経理の余剰資金をリスクの高い金融商品で運用し、省令違反の疑いがあることが厚生労働省の調査で明らかになり、是正指導を行うとのこと。 (記事内容別添のとおり)

田村厚生労働大臣も当日午前の閣議後記者会見で、この件について明らかにし、各地方厚生局による調査を実施すると述べております。

当基金においては、昨年 10 月に関東信越厚生局の实地監査が行われましたが、報道されたような指摘事項は無く、余剰資金については下記のとおり法令に則り、預貯金で運用しておりますので、調査・指導の対象とならないことをご報告申し上げます。

記

1. 業務経理平成 25 年 3 月末時点現金及び預貯金残高

預金種目等	残高(千円)	備考
定期預金	85,000	ゆうちょ銀行他 2 行
普通預金	63,331	りそな銀行他 2 行
現金	57	小口現金
合計	148,388	

以上

年金基金ずさん統治 省令違反、高リスク運用か

(平成 25 年 7 月 16 日 日本経済新聞朝刊)

年金基金の不適切経理がまた明らかになった。32 の年金基金が業務経理の剰余金を厚生労働省令が禁止する元本割れリスクのある金融商品で運用し、1 億円の損失を出していた基金もあった。A I J 問題発覚後も基金の役職員による不祥事が相次いでおり、加入者から年金資産を預かる年金基金の統治機能不全は根深い。

同省からは是正指導を受けた愛知県内のある厚生年金基金では、年金基金の役職員給与や備品購入費などの事務費である業務経理で約 2 千万円の現預金を残し、剰余金の大半の 4 億円を外国投資信託などに投じていた。

同基金によると、2006 年以降、当時の常務理事が独断で購入を決定。多額の運用損が発生していたにもかかわらず理事長にも報告していなかった。

昨年 2 月の A I J 問題の発覚を受け、保有資産を査定する中で運用が発覚。問題の外国投資信託などはすべて売却処分したが、運用損は約 1 億円に上った。常務理事は昨年 10 月に引責辞任し、退職金も辞退した。

A I J 問題では、多くの年金基金の担当者が虚偽の運用実績をうのみにし、年金資産 1092 億円を消失させるなど年金資産の稚拙な運用実態が次々と明るみに出た。

昨年 10 月には事件の被害基金の長野県建設業厚生年金基金（長野市）が別の未公開株運用でも多額の損失を出していたことが判明。同 11 月には福岡県エルピーガス厚生年金基金（福岡市）の理事長が、今年 6 月には北海道石油業厚生年金基金（札幌市）の理事長が、年金資産を運用する金融商品の購入で便宜を図った見返りに取引先から賄略を受け取ったとして相次ぎ逮捕されるなど不祥事が後を絶たない。

ほかにも代議員会の出席率が低い、監事から監査結果が報告されていないなど、代議員らがチェック機能を果たせていない実態も判明。理事長の決裁を受けずに役職員が契約を結んだり、キャッシュカードや預貯金通帳の管理責任者を定めていなかったり、ずさんな管理も次々と指摘された。

こうした中で新たに明るみに出た年金基金の不適切経理問題。財政難に陥る年金基金が相次いでいることもあって、厚労省は事態を重視、各地の厚生局が監査などで商品を解約するよう順次是正指導しているという。

▼業務経理 年金基金の役職員の給与や事務費などの勘定項目。主に事業主が費用を負担している。従業員ら加入者も負担する年金資産を預かる「年金経理」とは別会計で、赤字分を年金経理から繰り入れできない。

業務経理の剰余金は厚生年金保険法と省令で預貯金や金銭信託、国債など元本割れリスクの少ない金融商品で運用するよう規定。年金経理に繰り入れ可能だが、多くの年金基金では赤字や解散に備えて現金や預貯金として留保したり、運用したりしている。

【ご参考：政省令の規定内容】

(厚生年金基金令)

第40条 基金の業務上の余裕金は、銀行預金その他厚生労働省令で定める方法により運用しなければならない。

(厚年基金規則)

第43条 令第40条に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 1 臨時金利調整法（略）第1条第1項に規定する金融機関（銀行を除く。）への預金
- 2 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（略）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
- 3 国債、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他确实と認められる有価証券（次号に掲げる有価証券を除く。）の売買
- 4 投資信託及び投資法人に関する法律（略）に規定する証券投資信託又は外国投資信託であって、主として前号に掲げる有価証券に対する投資として運用するものの受益証券の売買
- 5 前各号のほか、厚生労働大臣の承認を受けた方法

（注）現時点で、基金に対して、第5号として認められた方法は無い。